

亀山市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年9月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第27号

亀山市手数料条例の一部を改正する条例

亀山市手数料条例（平成17年亀山市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1の表中10の項を11の項とし、3の項から9の項までを1項ずつ繰り下げ、2の項の次に次のように加える。

3	法第43条第2項第1号の規定に基づく道に接する建築物の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	27,000円
---	--	-------------------------	---------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。